

# 集団資源回収事業説明

---

## 仙台市の支援と団体登録について

仙台市環境局



集団資源回収を実施している団体の皆様への仙台市からの支援内容と、団体登録についてご説明いたします。

## 仙台市の支援 ～奨励金～

**実施団体の積極的な地域コミュニティ活動を支援  
(奨励)するために、年2回、奨励金を交付しています。**



**実施団体の皆さんで協力して、  
積極的に回収活動を行ってください。**

交付された奨励金は  
適正な管理、執行を！



まず、仙台市の支援についてご説明いたします。

仙台市では、実施団体の積極的な地域コミュニティ活動を支援するため、年2回、回収量などに応じて奨励金を交付しています。

交付された奨励金につきましては、適正な管理と執行を心掛けてください。

## 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準

～仙台市の支援～

### ■ 奨励金の算定基準

$$\text{半期分奨励金} = \left( \begin{array}{l} \text{実施回数割額} \\ \text{月1回の実施} \cdots \cdots 1,000\text{円} \\ \text{月2回以上の実施} \cdots \cdots 2,000\text{円} \end{array} \times \text{実施月数} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{回収量割額} \\ 3.5\text{円又は}4.0\text{円} \times \text{回収量} \\ \text{(kg)} \end{array} \right)$$

- ・ 実施回数割額2,000円は、「紙類定期回収と異なる週」に月2回以上実施していることが条件です。
- ・ 回収量割額4.0円は、対象地域の全世帯で「実施団体による各戸回収」を実施していることが条件です。

紙類定期回収と同日に実施した場合は、奨励金交付の対象とはなりません。

次に、奨励金の算定方法についてご説明いたします。

奨励金は「実施回数割額」と「回収量割額」によって金額が決まります。

まず、「実施回数割額」は、ひと月に実施した回数と月数により算定されるものです。

ある月に1回実施された場合は1,000円、2回以上実施された場合は2,000円がその月の実施回数割額となります。

ただし、後者については、「紙類定期回収と異なる週に月2回以上実施している」ことが条件となります。この点につきましては、あとでご説明いたします。

次に「回収量割額」は、回収量に応じて算定され、1kgあたり、3.5円または4円で計算されます。

回収量割額が4円となる条件は、「対象地域の全世帯で実施団体による各戸回収」を実施していることとなります。

各戸回収が実施地域の一部の場合、またはステーション回収を行っている場合は3.5円です。

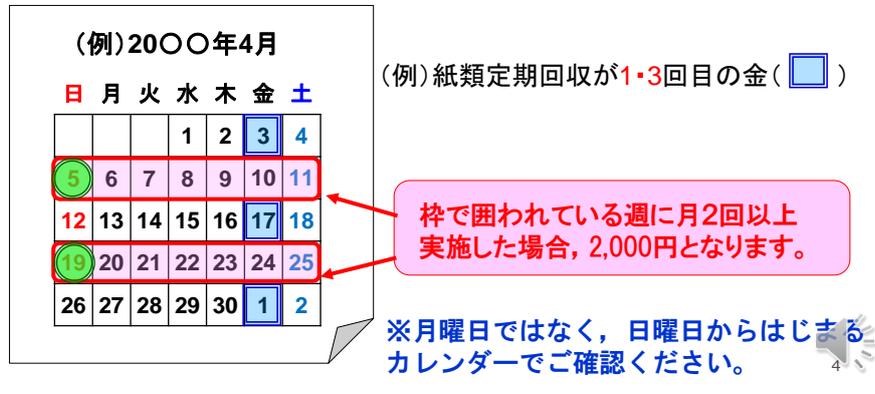
また、マンション等、集合住宅のみで回収している場合は、どのような方法でも全て3.5円となります。

先ほどもご説明いたしましたが、紙類定期回収と同日に実施した場合は、奨励金交付の対象となりませんので、ご注意ください。

## 奨励金の交付 ②奨励金の算定基準

～仙台市の支援～

### ■「紙類定期回収と異なる週」の考え方



先ほどご説明いたしました、実施回数割額2,000円の条件である「紙類定期回収と異なる週」の考え方について、ご説明いたします。

こちらのカレンダーで、例えば紙類定期回収が1・3回目の金曜日の地区の場合、青い四角で囲われた4月3日・4月17日・5月1日が紙類定期回収日になり、赤線で囲われている週に合計2回以上実施した場合、2,000円となります。例えば、集団資源回収の実施日が1・3回目の日曜日、つまり、緑色の○で囲われた5日と19日に実施した場合には、実施回数割額は2,000円となります。

それ以外の週に実施した場合には、2回以上実施しても実施回数割額は1,000円となってしまいますのでご注意ください。

また、月をまたぐ場合でも、同じ週とみなしますご注意ください。

例えばこのスライドで言うと、26・27・28・29・30日に実施した場合、5月1日が紙類定期回収ですので、月はまたぎますが「紙類定期回収と同じ週」とみなします。

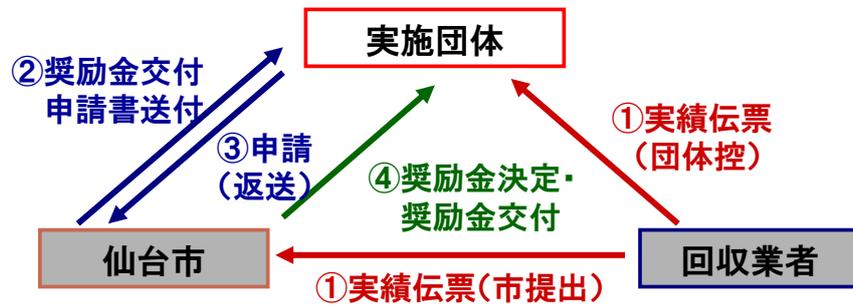
なお、このスライドでご説明しているのは「月2回以上実施する団体」が、「1,000円になるか2,000円になるかの基準」についてです。

月に1回実施している団体や、2～3ヶ月に1回実施している団体につきましては、紙類定期回収と同じ日でなければ必ず1,000円は交付されることになります。

## 奨励金の交付 ③交付の手続き

～仙台市の支援～

### ■交付の仕組み



こちらの図は、奨励金交付の流れを表した図です。

集団資源回収を実施すると、回収業者から実施団体の皆さまと仙台市に対し、回収実績を記入した「実績伝票」が提出されます。

図では赤い矢印になります。【クリック→青②が出る】

年に2回、仙台市では、市に提出された実績伝票に基づき半年分の実績を集計し、実施日や回収実績が記載された「奨励金交付申請書」を実施団体の代表者の方に送付します。

図の青い矢印の②番になります。【クリック→青③が出る】

交付申請書を受け取りましたら、記載された実施日や回収実績などが正しいかどうか、実施団体で保管している実績伝票により確認を行い、仙台市に返送・申請してください。

これが青い矢印の③番になります。【クリック→緑④が出る】

仙台市では、実施団体から提出された交付申請書に基づいて奨励金の金額を決定し、実施団体の指定口座に振り込みます。

これが奨励金交付までの流れです。

なお、実績伝票に記載されている数値は、家庭ごみ減量課において、回収業者が回収品目を持ち込んだ問屋で作成された計量票の数値と照らし合わせ、間違いがないか確認を行っております。

この計量票に記載の数値は、国の法律に基づき定期検査が行われている機械により計量されているものです。

## 奨励金の交付 ④交付の手続き

～仙台市の支援～

### ■交付の手続き

#### 【前年度下期分(10～3月実施)】

5月:奨励金交付申請書・チェックシート提出

6月:奨励金交付

#### 【今年度上期分(4～9月実施)】

11月:奨励金交付申請書・チェックシート提出

12月:奨励金交付



**提出期限を過ぎると、奨励金は交付  
できませんのでご注意ください！**



奨励金の交付は、年2回です。

前年度下期分の奨励金については、5月に申請書をお送りしますので、申請書とチェックシートを提出してください。

また、今年度上期分については、11月に申請書をお送りしますので、申請書とチェックシートを提出してください。

ここでご注意いただきたいのですが、奨励金は、申請書の提出期限を過ぎると交付できなくなる場合があります。

必ず提出期限を守ってください。

## その他の支援

～仙台市の支援～

- **広報用印刷物の配布**  
 集団資源回収のてびき  
 回覧用リーフレット  
 集団資源回収ニュース  
 ホームページ「ワケルネット」
- **集団資源回収表示幕の配布**  
 集積場所を明示するための表示幕を  
 配布します。  
 (持ち去り防止にもなります)



次に奨励金交付以外のその他の支援内容についてご説明いたします。

まず、広報用印刷物の配布です。

「集団資源回収のてびき」と「回覧用リーフレット」は年に1度、3月中旬にその年度の代表者の方にお送りいたします。新年度に代表者が変わる団体につきましては、新しい代表者に引き継いでいただきますようお願いいたします。

また、半期の回収実績や仙台市からのお知らせなどの情報を掲載する「集団資源回収ニュース」は、年に2回、6月と12月に奨励金交付決定通知と一緒に代表者の方にお送りしますので、班内で回覧を行ってください。

その他、仙台市では「ワケルネット」というごみ減量・リサイクル情報の総合サイトを運営しており、仙台市のごみに関する情報やイベント情報などを発信しております。この中には、地域でのごみ関係の啓発に使用できるデザインなどをダウンロードできるようになっておりますので、ぜひ集団資源回収の啓発にもご活用ください。

また、集積場所を明示するための「集団資源回収表示幕」を希望する団体に配布しています。表示幕は黄色い「のぼり旗」タイプの幕で、持ち去り防止にも役立ちますので、希望される場合は家庭ごみ減量課までご連絡ください。

## 団体登録(継続)の手続き①

### ■団体登録申請の提出書類

- ・団体登録申請書(代表者・副代表者, 奨励金振込口座)
- ・実施計画書(実施予定日, 回収方法)
- ・集積場所の地図
- ・通帳の写し(個人名・会社名義・他団体名義は不可)

※申請書等の書類は, 3月中旬にその年度の代表者にお送りいたします。

### 団体登録(継続)の 提出期限は必ず守ってください!



提出期限を過ぎると, 団体登録(継続)はできません  
のでご注意ください!



続きまして, 団体登録の手続きについて, ご説明いたします。

集団資源回収を実施される団体は, 継続の場合でも毎年更新手続きが必要となります。次年度の団体登録申請書は, 3月中旬にその年度の代表者の方にお送りしますので, 期限までに提出してください。

ご提出いただくものは, 代表者と副代表者の連絡先, 奨励金振込み口座などをご記入いただく「団体登録申請書」と, 実施日や回収方法を記載した「実施計画書」, そして添付していただく「集積場所の地図」と奨励金振込み口座の「通帳の写し」となっています。

ここでいう代表者ですが, 必ずしも子ども会や町内会の会長である必要はありません。実施団体のとりまとめを行っていただける方, 仙台市からの連絡や文書の送付先となっていただく方となります。また, 副代表者は代表者に連絡がつかない場合連絡させていただく方になりますので, こちらも必ずご記入ください。

連絡先につきましては, 代表者・副代表者にかかわらず, できるだけ, 日中連絡の取れる電話番号をお知らせください。

なお, 奨励金の振込み口座につきましては, 団体名の口座に限らせていただきます。個人や会社名義, 他団体名義の口座は指定できませんのでご注意ください。

提出期限を過ぎると新規団体として取り扱うことになり, 4月1日から申請書が提出された日までの回収分については, 奨励金はお支払いできませんので, 継続される場合は, 必ず期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

## 団体登録(継続)の手続き②

### ■代表者の登録について

 マンション管理人は、代表者として登録できません

### ■登録内容の変更について

 年度途中で代表者が変わる場合、奨励金振込口座を変更する場合には、速やかに変更届を提出してください

この団体登録にあたって、いくつか注意事項がございます。

まず、マンション管理組合の場合、管理人は代表者として登録することはできません。理事長、または管理組合の組合員の方を代表者とし、必ず、氏名、住所、電話番号などを登録してください。

次に団体登録内容の変更についてですが、年度当初に登録した内容に変更がある場合には、仙台市に変更届を提出してください。

特にご注意くださいなのが、「代表者の変更」と「振込口座の変更」です。

奨励金交付の時期になって、代表者が代わっていたために、申請書の提出が遅れるケースが見受けられます。

代表者が変更になる場合は、必ず新しい方に事務の引継ぎを行ったうえで、速やかに変更届を提出してください。

また、同じく奨励金交付の段階になって、指定口座が解約されたため振り込めないケースがございます。

振込口座を変更した場合は、変更届に通帳の写しを添付のうえ、こちらも速やかに仙台市までご提出ください。

## 仙台市からのお願い



10

仙台市からのお願いです。

## 資源物の持ち去りについて

～仙台市からのお願い～

### ■集めた資源物を持ち去られないよう ご注意ください。

集めた資源物の見廻りや回収業者による回収の際の立会い、集団資源回収表示幕の掲示等、持ち去られないよう防止策をご検討下さい。



集めた資源物の持ち去りには十分ご注意ください。

資源物を集めた後、回収業者が回収するまでの間に何者かに持ち去られるケースがございます。

実施団体の皆さまで集めた資源物の見廻りや、回収業者による回収の際の立会い、集団資源回収表示幕の掲示等の防止策を講じていただければと思います。

また、仙台市が回収している月2回の紙類回収や、週1回の缶・びん・ペットボトルの回収日に集積所に出された資源物を、集団資源回収のために持ち出したりすることのないようお願いいたします。

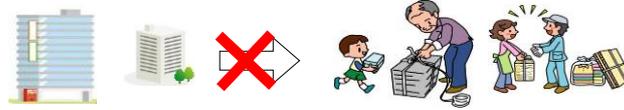
定期回収日に出された資源物は、集積所に出された時点で市民の方が仙台市に対して排出した物となり、市ではこれらを売却して貴重な財源としております。

過去には、資源回収の団体ではないですが、不正な業者が集積所から資源物を抜き取っているのを確認し、警察に通報するなど厳正に対処したこともございますので、集積所から持ち出しすることのないようどうぞよろしくお願いいたします。

## 会社等からの資源物について

～仙台市からのお願い～

### ■ 商店や会社からの資源物を集めることはできません



事業活動に伴って排出された資源物は、事業者責任において適正に処理する必要があります。



商店や会社からでた古紙などの資源物を集団資源回収で集めることはできません。【クリック】

集団資源回収は「家庭から」出た古紙類等を集めることとしております。

会社等の事業活動に伴って排出されたごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないということが法律で定められております。

「家庭から」出た資源物を対象としている集団資源回収に、会社等から排出された資源物を出すことはできません。

また、奨励金の対象にもなりませんのでご注意ください。

## 終わり

詳細はホームページ「ワケルネット」もご覧ください。  
よくある質問も載せています。

環境局家庭ごみ減量課 

仙台市の支援と団体登録につきましては以上となります。